

# つくば市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

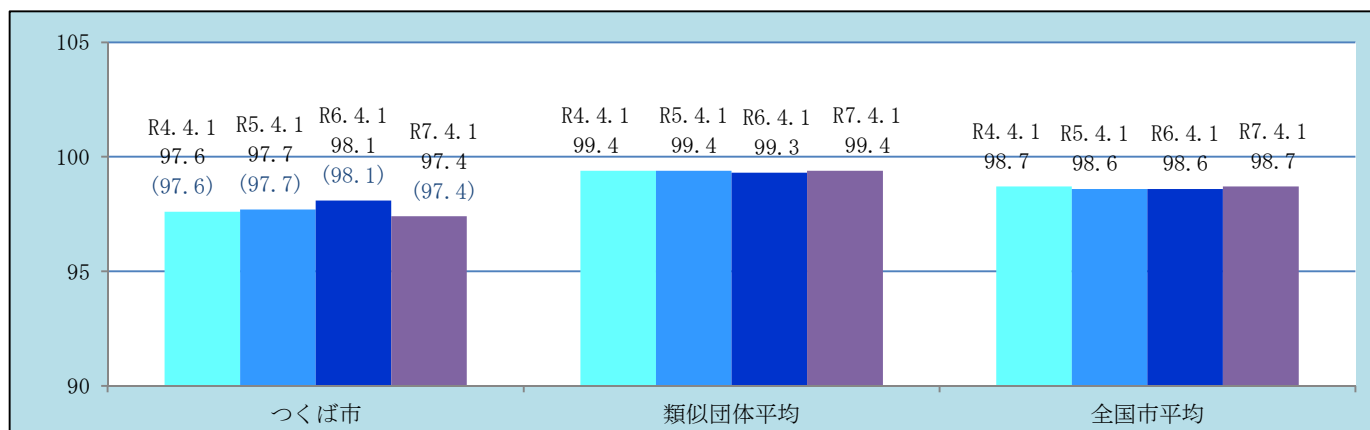
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	259,018	117,173,161	4,295,126	21,998,537	18.8	17.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	1,944	6,778,426	2,440,276	3,248,031	12,466,733	6,413	6,648

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与改定の状況

① 月例給 ※つくば市は人事委員会を設置していないため記載なし

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A - B)	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当) ※つくば市は人事委員会を設置していないため記載なし

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A - B)	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の  
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】 国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し  
[ 実施 — 未実施 — ]

(給料表の改定実施時期)	令和7年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

② 地域手当の見直し  
実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)	国基準16%に対し、つくば市においても16%を支給																	
(実施時期)	平成29年4月1日より段階的に支給割合を引き上げることとし、平成29年度は14%、平成30年度は15%、令和元年度以降は16%を支給																	
(参考)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">各年度の支給割合</th> </tr> <tr> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準による支給割合</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>つくば市の支給割合</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>				各年度の支給割合			令和6年度	令和7年度	令和8年度	国基準による支給割合	16%	16%	16%	つくば市の支給割合	16%	16%	16%
	各年度の支給割合																	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度															
国基準による支給割合	16%	16%	16%															
つくば市の支給割合	16%	16%	16%															

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）  
 扶養手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
つくば市	42.5 歳	315,266 円	431,454 円	404,072 円
茨城県	41.5 歳	330,542 円	416,875 円	377,411 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.2 歳	330,694 円	426,900 円	383,557 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間		参 考 (A/B)	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
つくば市	55.4 歳	19 人	294,979 円	367,756 円	361,922 円				
うち調理員	- 歳	0 人	- 円	- 円	- 円	飲食物調理 従事者	48.8 歳	251,600 円	-
うち用務員	54.7 歳	6 人	303,167 円	378,012 円	373,673 円	用務員	49.1 歳	223,500 円	1.69
うち自動車 運転手	61.6 歳	1 人	248,600 円	297,576 円	297,576 円	乗用自動車 運転者	63.0 歳	183,300 円	1.62
茨城県	58.3 歳	117 人	305,014 円	347,991 円	330,606 円				
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円				
類似団体	51.8 歳	104 人	326,511 円	393,896 円	366,687 円				

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
つくば市	5,974,818 円		
うち調理員	- 円	3,279,100 円	-
うち用務員	6,155,467 円	3,040,300 円	2.02
うち自動車 運転手	4,849,237 円	2,425,700 円	2.00

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3か年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
つくば市	42.4 歳	312,022 円	390,655 円
茨城県	41.4 歳	360,490 円	412,264 円
類似団体	40.7 歳	330,568 円	399,176 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
つくば市	39.5 歳	336,941 円	474,347 円	434,086 円
類似団体	39.7 歳	332,061 円	439,628 円	391,040 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分		つくば市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	192,500 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	251,800 円	- 円	- 円
	高校卒	211,600 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

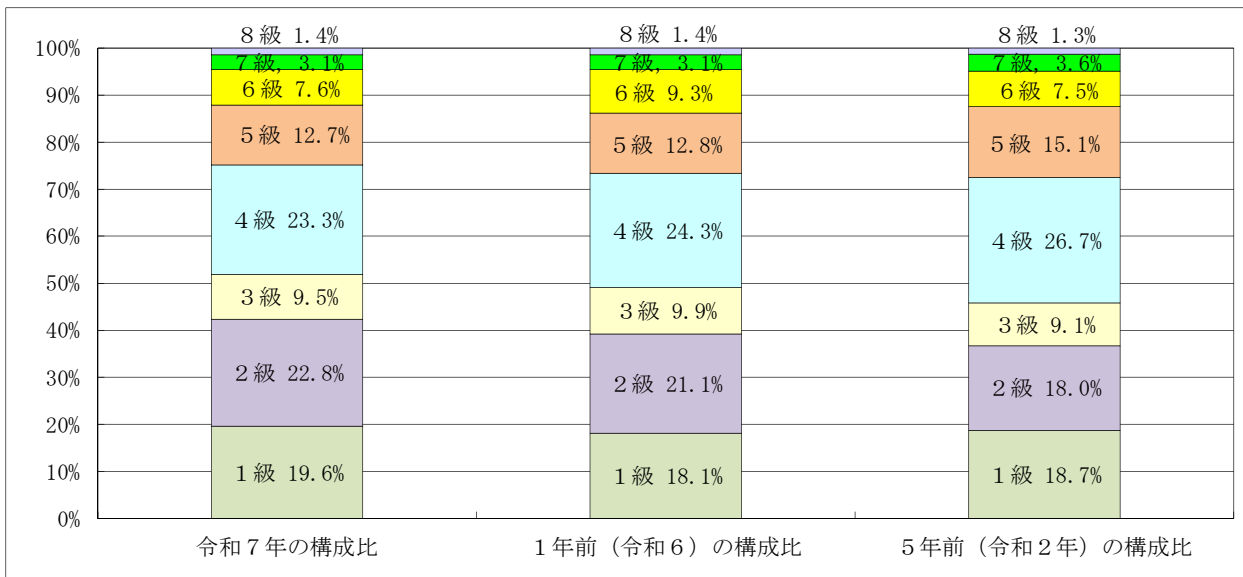
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,076 円	348,109 円	379,710 円	402,175 円
	高校卒	238,800 円	294,900 円	- 円	389,260 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	321,240 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
消防職	大学卒	302,243 円	374,920 円	- 円	- 円
	高校卒	283,114 円	- 円	- 円	391,775 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

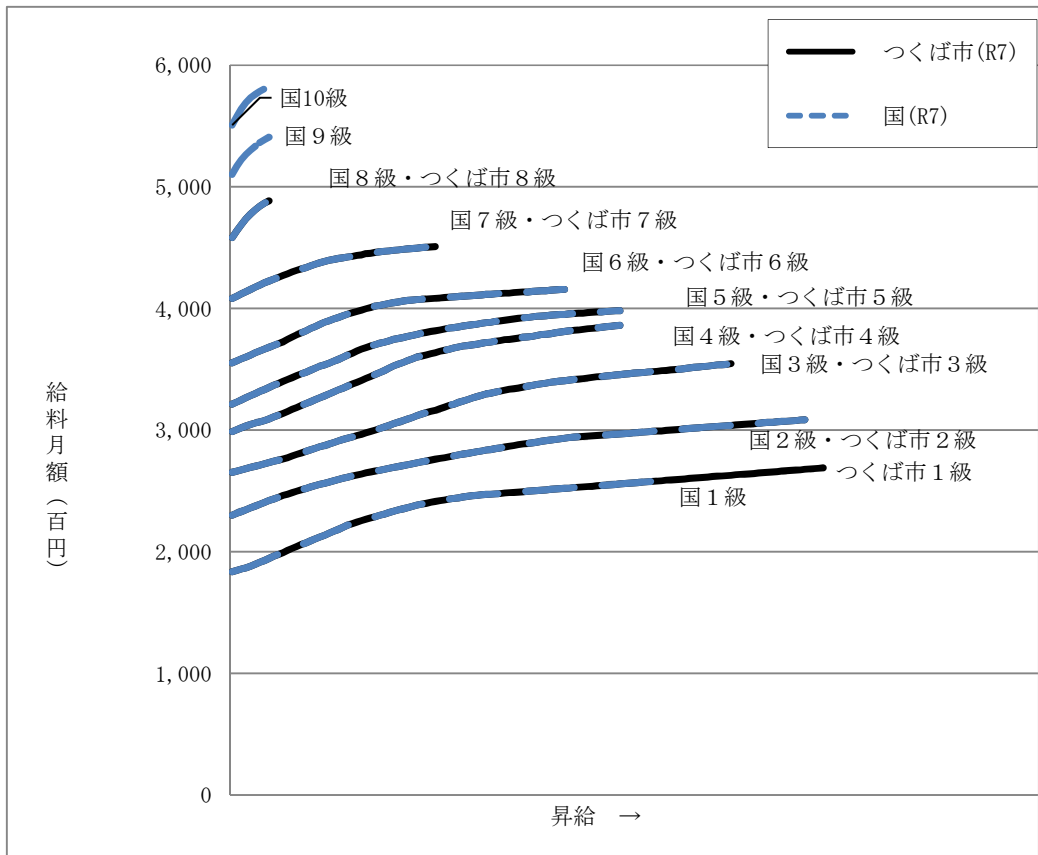
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事の職務、技師の職務	196 人	19.6 %	183,500 円	268,900 円
2級	主任の職務、主任技師の職務	228 人	22.8 %	230,000 円	308,500 円
3級	主査の職務	95 人	9.5 %	265,300 円	354,700 円
4級	係長の職務、主任主査の職務	232 人	23.3 %	298,800 円	386,100 円
5級	課長補佐の職務、企画監の職務、参事補の職務	127 人	12.7 %	321,300 円	398,200 円
6級	課長の職務、参事の職務	76 人	7.6 %	355,200 円	415,700 円
7級	次長の職務、主任参事の職務	31 人	3.1 %	408,300 円	450,900 円
8級	部長の職務、主幹の職務	14 人	1.4 %	458,300 円	488,500 円

- (注) 1 つくば市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 7 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (一般行政職) (つくば市)

令和 7 年度中における運用	管理職員		一般職員	
ⓐ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	/		/	
ⓑ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

つくば市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,701 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,910 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（つくば市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
<input checked="" type="checkbox"/> 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
<input type="checkbox"/> 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

つくば市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	—		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	自己都合 3,638 千円	応募認定・定年 20,674 千円	—		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

##### (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,254,288 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		615,752 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
つくば市内全域	16.0 %	2,037 人
		国の制度（支給割合）
		16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			31,143 千円	
職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）			84,858 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			19.0 %	
手当の種類（手当数）			14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	一般職員	社会福祉業務	1,239 千円	1日につき275円
行旅死病人等取扱 手当	一般職員	行旅病人、行旅死亡人又は変死 人の取扱作業	0 千円	(1) 行旅病人の救護作業 1日につき 500円、 (2) 行旅死亡人又は変死人の処理作業 1日につき3,000円
滞納整理手当	一般職員	市税の滞納整理	56 千円	1日につき300円
理学療法士業務手当	理学療法士	理学療法の業務	20 千円	1日につき500円
作業療法士業務手当	作業療法士	作業療法の業務	144 千円	1日につき500円
建築主事業務手当	建築主事	建築主事が行うこととされている業務	157 千円	1日につき350円
廃棄物処分業務手当	一般職員	廃棄物処分業務に直接従事	1,241 千円	1日につき500円
機関整備等業務手当	消防職員	消防自動車又は救急自動車の機 関整備又は運転	1,965 千円	1当務につき200円
災害業務手当	消防職員	水害、火災その他の災害の現場 に出席し、災害による被害を軽減 する業務	1,220 千円	(1) 強い毒性を有する物質の処理作 業、救助活動その他の業務 1回につ き2,600円 (2) (1)以外 1回につき200円
はしご車消火作業 手当	消防職員	はしご車10メートル以上のはし ごの上での消火作業	0 千円	1回につき150円
夜間消防業務手当	消防職員	深夜の消防業務	12,975 千円	1回につき450円
救助活動手当	消防職員	救助活動	60 千円	1当務につき150円
救急業務手当	消防職員	救急業務又はこれに伴う消毒業務	7,177 千円	(1) 一類感染症等の患者又はそれらの 疑いのある者を搬送するため、感染防 護措置を講じて業務に従事したとき 1回につき500円 (2) (1)に掲げる業務に従事した消防 職員、又は使用した車両、器具等に対 する消毒業務に従事したとき 1回につ き300円 (3) (1)に掲げる業務以外の救急業務 に従事したとき 1回につき150円
救急救命士業務手当	救急救命士の資格 を持つ消防職員	救急救命処置	4,889 千円	1日につき350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	460,982 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	283 千円
支給実績（令和5年度決算）	372,674 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子(満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間) 11,500円 父母等 6,500円 特定期間(満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)にある子1人につき5,000円を加算	異なる	支給対象	149,856 千円	216,555 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額-16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃月額-27,000円)÷2 +11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円(最高限度額)	同じ		144,800 千円	280,621 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額(40,000円～95,000円)を支給	同じ		253,671 千円	612,733 円
宿日直手当	1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円 2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円 勤務時間が5時間以上の宿直勤務については、以上の支給額のほか、その勤務1回につき1,400円を加給。	異なる	支給額	873 千円	5,982 円
通勤手当	1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から31,800円まで	異なる	支給額	218,598 千円	114,810 円

単身赴任手当	<p>勤務する公署が変わる異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>《支給要件》  通勤距離が60km以上であること。  または、60km未満であって通勤方法等の状況から通勤距離60km以上相当程度に通勤が困難であること。</p> <p>《支給額》  30,000円（職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上である場合、距離に応じて8,000円～70,000円の間で加算する。）</p>	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給</p> <p>《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  135/100×（休日の正規の勤務時間中の勤務時間数）</p>	同じ		103,219 千円	435,523 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  25/100×（夜間勤務時間数）</p>	同じ		22,478 千円	91,004 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>《支給額》  週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円  週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円  6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額</p>	異なる	支給額	128 千円	9,143 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	927,000 円 ( 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,150,000 円 / 720,300 円
	副市長①	762,000 円 ( 円 )	936,000 円 / 658,300 円
	副市長②	762,000 円 ( 円 )	936,000 円 / 658,300 円
報酬	議長	698,000 円 ( 円 )	758,000 円 / 531,000 円
	副議長	626,000 円 ( 円 )	708,000 円 / 466,000 円
	議員	584,000 円 ( 円 )	664,000 円 / 439,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	役職加算 15 %
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	役職加算 15 %
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長①	927,000円×在職年数×5.5	20,394,000 退職時
	副市長②	762,000円×在職年数×3.1	9,448,800 退職時
	副市長③	762,000円×在職年数×3.1	9,448,800 退職時
備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

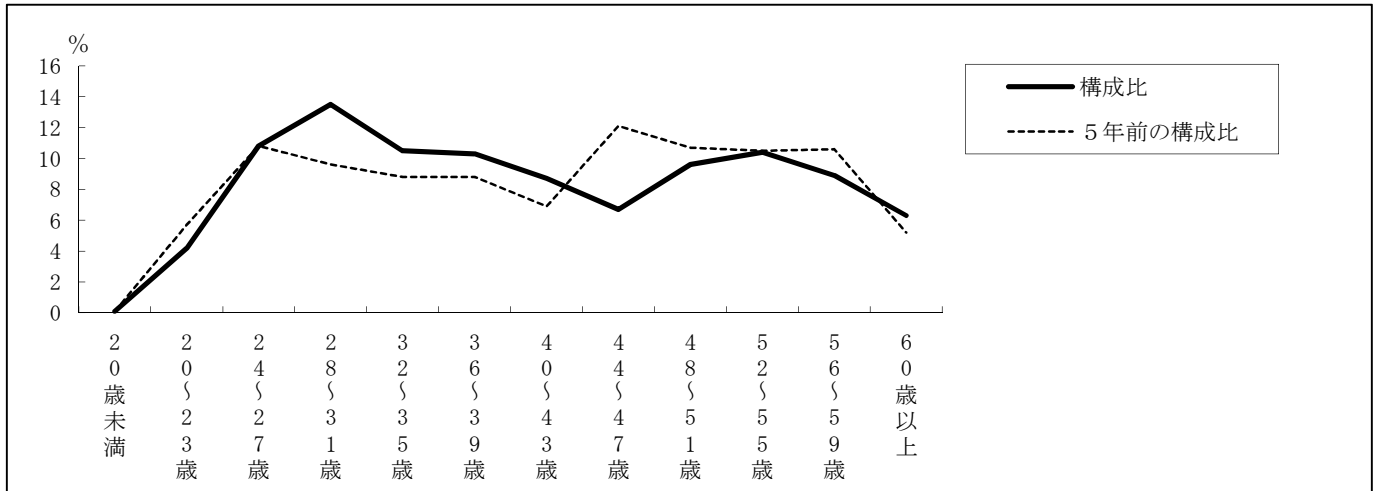
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	13	0	
		総務	440	457	17	業務増
		税務	68	67	△ 1	業務の統廃合、効率化
		民生	521	527	6	業務増
		衛生	72	76	4	業務増
		労働	2	3	1	業務増
		農林水産	43	44	1	業務増
		商工	57	64	7	業務増
		土木	129	127	△ 2	業務の統廃合、効率化
	計	1,345	1,378	33	<参考> 人口1万当たり職員数 51.93 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 47.71 人)	
	教育部門	252	249	△ 3	業務の統廃合、効率化	
	消防部門	347	343	△ 4	業務の統廃合	
	小計	1,944	1,970	26	<参考> 人口1万当たり職員数 75.05 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 65.98 人)	
公営企業等	病院	0	0	0		
	水道	33	32	△ 1	業務の統廃合	
	下水道	29	29	0		
	その他	52	52	0		
	小計	114	113	△ 1		
合計		2,058 [ 2,299 ]	2,083 [ 2,299 ]	25 [ 0 ]	<参考> (人口1万当たり職員数 80.42 人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3	88	226	281	218	214	182	139	200	216	185	131	2,083

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,263	1,269	1,297	1,328	1,345	1,378	115 (109.1%)
教育	234	233	245	249	252	249	15 (106.4%)
消防	332	334	339	340	347	343	11 (103.3%)
普通会計計	1,829	1,836	1,881	1,917	1,944	1,970	141 (107.7%)
公営企業等会計計	107	101	106	109	114	113	6 (105.6%)
総合計	1,936	1,937	1,987	2,026	2,058	2,083	147 (107.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 5,249,535	千円 669,040	千円 235,373	% 4.5	% 4.0

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	人 35	千円 121,515	千円 51,623	千円 62,235	千円 235,373	千円 6,725

(参考) 市町村平均 1人当たり給与費
千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
つくば市	41.7 歳	389,991 円	549,884 円
市町村平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

つくば市（水道事業）	つくば市（団体平均）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,919 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,701 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

つくば市（水道事業）			つくば市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算		その他の加算措置	職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	3,638 千円	20,674 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		20,981 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		676,818 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数
つくば市内全域	16.0 %	31 人
		一般行政職の制度（支給割合）
		16.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円			
職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0.0 %			
手当の種類（手当数）	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧又は特別高圧の電気が通電している機械器具の保守管理作業	0 千円	1日につき150円
有害毒物等取扱手当	配水場に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務 毒物、劇物又は特定毒物を用いて行う業務	0 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	6,531 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	272 千円
支給実績（令和5年度決算）	8,495 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	354 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	配偶者 3,000円 子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある子1人につき5,000円を加算	同じ		4,099 千円	227,722 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃月額－27,000円) ÷ 2 +11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円（最高限度額）	同じ		1,986 千円	331,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額（40,000円～95,000円）を支給	同じ		5,520 千円	690,000 円

宿日直手当	<p>1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円</p> <p>2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円</p> <p>勤務時間が5時間以上の宿直勤務については、以上の支給額のほか、その勤務1回につき1,400円を加給。</p>	同じ		0千円	0円
通勤手当	<p>1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額</p> <p>2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から31,800円まで</p>	同じ		3,223千円	107,422円
単身赴任手当	<p>勤務する公署が変わる異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活することを常例とする職員に支給 《支給要件》 通勤距離が60km以上であること。 または、60km未満であって通勤方法等の状況から通勤距離60km以上相当程度に通勤が困難であること。 《支給額》 30,000円（職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上である場合、距離に応じて8,000円～70,000円の間で加算する。）</p>	同じ		0千円	0円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 《支給額》 (勤務1時間当たりの給与額) × 135/100 × (休日の正規の勤務時間中の勤務時間数)</p>	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 《支給額》 (勤務1時間当たりの給与額) × 25/100 × (夜間勤務時間数)</p>	同じ		0千円	0円

管理職員 特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>《支給額》  週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円  週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円  6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額</p>	同じ		0千円	0円
----------------	---	----	--	-----	----

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 9,819,573	千円 693,177	千円 221,368	% 2.3	% 2.0

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	人 35	千円 111,915	千円 51,849	千円 57,604	千円 221,368	千円 6,325

(参考) 市町村平均 1人当たり給与費
千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

特になし

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
つくば市	36.8 歳	360,422 円	501,789 円
市町村平均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

つくば市（水道事業）	つくば市（団体平均）																								
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,696 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,701 千円																								
(令和6年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.00) 月分</td> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.00) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(令和6年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> <td>2.50 月分</td> <td>2.10 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.00) 月分</td> <td>(1.40) 月分</td> <td>(1.00) 月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																						
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分																						
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分																						
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当																						
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分																						
(1.40) 月分	(1.00) 月分	(1.40) 月分	(1.00) 月分																						
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%																								

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

つくば市（水道事業）			つくば市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算			その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算		
1人当たり平均支給額 - 千円 21,583 千円			1人当たり平均支給額 3,638 千円 20,674 千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		19,115 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		597,345 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給割合）
つくば市内全域	16.0 %	32 人 16.0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	0 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和6年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	0.0 %
手当の種類（手当数）	2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧又は特別高圧の電気が通電している機械器具の保守管理作業	0 千円	1日につき150円
有害毒物等取扱手当	配水場に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務 毒物、劇物又は特定毒物を用いて行う業務	0 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	12,440 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	461 千円
支給実績（令和5年度決算）	17,353 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	667 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子（満22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間） 11,500円 父母等 6,500円 特定期間（満15歳に達する日以後の最初 の4月1日から満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間）にある子1人 につき5,000円を加算	同じ		3,355 千円	239,607 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、 現に当該住宅に居住し、月額16,000円を 超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、 61,000円未満の場合 (家賃月額－27,000円) ÷ 2 ＋11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円（最高限度額）	同じ		3,304 千円	275,292 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額（40,000円～ 95,000円）を支給	同じ		4,200 千円	700,000 円
宿日直手当	1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円 2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円 勤務時間が5時間以上の宿直勤務につ いては、以上の支給額のほか、その勤務 1回につき1,400円を加給。	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、 運賃等を負担することを常例とする 職員で徒歩により通勤するものとし た場合の通勤距離が片道2km以上で あること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下につい ては運賃相当額 2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常 例とする職員で徒歩により通勤する ものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から 31,800円まで	同じ		3,114 千円	111,210 円

<p>単身赴任手当</p>	<p>勤務する公署が変わる異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給  《支給要件》  通勤距離が60km以上であること。  または、60km未満であって通勤方法等の状況から通勤距離60km以上相当程度に通勤が困難であること。  《支給額》  30,000円（職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上である場合、距離に応じて8,000円～70,000円の間で加算する。）</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>
<p>休日勤務手当</p>	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給  《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  135/100×（休日の正規の勤務時間中の勤務時間数）</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>
<p>夜間勤務手当</p>	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給  《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  25/100×（夜間勤務時間数）</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>
<p>管理職員 特別勤務手当</p>	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給  《支給額》  週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円  週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円  6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額</p>	<p>同じ</p>		<p>0 千円</p>	<p>0 円</p>